

## 沖縄県人材育成・定着制度導入促進助成事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う助成業務に関して、予算の範囲内で沖縄県人材育成・定着に関する制度導入促進助成事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（介護分）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

### (目的)

第2条 本県の福祉・介護分野における人材育成ガイドライン（平成27年3月沖縄県策定）に基づき、人材育成・定着に関する制度導入を支援することで介護事業所及び施設のより良い職場環境づくりを促進し、介護職員の定着、離職防止を図る。

### (助成対象事業者)

第3条 本県の介護保険法に基づく介護サービス（基準該当サービス及び離島等相当サービスを含む）を提供する事業所又は施設（以下、「事業所等」という。）を運営する社会福祉法人及び民間事業者等を助成対象事業者とする。

### (対象経費)

第4条 介護事業所または施設が人材育成・定着に関する制度導入を目的に行う研修又はコンサルタント等による支援に要する別表1の第2欄に掲げる経費とする。

### (対象外経費)

第5条 次に掲げる費用については、助成の対象としない。

- (1) 本助成金の対象経費と重複して他の助成金等の交付を受けている場合の経費。（人材開発支援助成金等）
- (2) その他、介護職員の定着に資する制度導入を図る目的以外の事業経費。（介護技術向上や介護ロボット導入研修、施設経営に関する事業経費等）

### (助成額の算出方法)

第6条 助成額は、別表1に定める対象経費の実支出額の合計額に第1欄の助成率を乗じた額（限度額あり）とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付条件)

第7条 助成対象事業者のうち、次に掲げる者は、助成の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている者
- (3) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
  - ア 暴力団員が事業主に就任している者
  - イ 暴力団員が実質的に運営している者
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
  - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益または便宜を供与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を申請しようとする者は、別に定める期日までに、助成金交付申請書（様式第1号）を本会会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定通知等)

第9条 本会会長は、助成金の交付申請があったとき当該申請書に係る書類等の審査及び必要に応じて調査して適正であると認めるときは、助成金交付決定の旨を通知するものとする。

2 前項の規定により審査等の結果、目的及び事業内容が適正でないと認め、助成しないことと決定したときは、助成しない旨の通知により通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第10条 助成金の交付決定を受けた者は第9条の交付決定に通知に係る内容又はこれに付された条件に不服があり助成金の取下げをする場合は、助成金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、交付申請取下げ書（様式第3号）を本会会長に提出しなければならない。

(変更等承認申請)

第11条 助成事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、あらかじめ変更申請書（様式第2号）を提出し、本会会長の承認を受けなければならない。

2 助成事業を中止し、又は廃止する場合は、承認申請書（様式第4号）を提出し本会

会長の承認を受けなければならない。

3 助成金等が予定の期間内に完了しない場合又は助成金等の遂行が困難になった場合においては、すみやかに本会会長に報告してその指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 助成金の交付決定を受けた者は本会会長へ助成事業の遂行状況について、事業遂行状況報告書(様式第5号)により本会会長へ報告するものとする。

(実績報告)

第13条 助成金の交付決定を受けた者は、助成事業を完了した日(第11条により助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。)から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた年度の2月末日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第6号)を本会会長に提出しなければならない。

2 助成金の交付決定を受けた者は、前項の実績報告書提出にあたって、当該助成金に係る消費税等仕入控除額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第14条 本会会長は前条の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る助成事業等の実績結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第15条 前条による助成金額の決定を受けたときは、直ちに本会会長へ助成金請求書(様式第7号)を提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備)

第16条 助成事業に係る関係書類の保存については、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日(助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(助成金の交付決定の取消等)

第17条 本会会長は、第11条に掲げる場合を除き、正当な理由なく次のいずれかに該当するときは、この助成金の全部又は一部を本会に返還させることがある。

(1) 助成対象である事業を実施せず、又は実施する意思が認められないとき。

- (2) 助成対象である事業を中止し、完了する見込みがないとき。
- (3) 助成金を助成の目的以外に使用したとき。
- (4) 第7条に付された条件に該当したとき。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、令和元年5月13日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和2年6月9日から施行する。

別表 1

1 助成率	1 事業所あたり 150,000 円を上限とし、かかった経費の 2/3 以内
2 助成経費	事業実施に伴う次の経費 【報酬（講師謝礼金、委員報酬）、旅費交通費、消耗品費、会議費、借料損料、印刷製本費、通信運搬費、損害保険料、業務委託費、手数料】
3 軽微な変更	助成目的及び事業効果に支障を及ぼさない範囲の事業計画の細部の変更